

少ない掛金で思いやりをカタチに！

全水道共済の総合共済

総合（慶弔）共済

【契約期間】
一斉募集：2027年1月1日～2027年12月末までの1年契約
随時募集：中途加入発効日～2027年12月末まで
※発効日は申込日の翌月1日になります。

特 長

◇組合員や組合員のご家族の慶弔に際して、共済金をお支払いする相互扶助と団結を目的とした制度です。

ご加入いただける方

■組合員の方
ただし、現職者に限ります。

種類と口数

■所属団体により型と口数が異なります。（所属団体ごとの協定により定めています。）
※型ごとの加入口数は2口までとなります。ただし、特約型の加入口数は基本型の加入口数が上限となります。

掛金と保障内容

（単位:円）

掛金（1口あたり）		基本型	特約型
共済掛金額	月払い	200	200
	半年払い	1,200	1,200
	年払い	2,400	2,400

（単位:円）

共済タイプ	共済金の種類	共済事故			共済契約の種類	基本型（SS型）	特約型（ST型）
生命タイプ	死亡弔慰金	被共済者の死亡				300,000	―
		配偶者の死亡				100,000	―
		子の死亡				50,000	―
		親の死亡				10,000	―
	重度障害見舞金				重度障がい	―	300,000
災害タイプ	住宅災害見舞金	火災等	全焼・全損		住宅の70%以上	300,000	―
			半焼・半損		50%以上70%未満	270,000	―
					30%以上50%未満	210,000	―
					20%以上30%未満	150,000	―
			一部焼・一部損		10%以上20%未満	90,000	―
					5%以上10%未満	60,000	―
					損害額が2,000円以上で5%未満	15,000	―
		自然災害	風水害等	全損・流失	住宅の70%以上	100,000	―
				半損	20%以上70%未満	50,000	―
				一部損	損害額が100万円をこえる場合	10,000	―
					損害額が20万円をこえ100万円以下の場合	3,000	―
				床上浸水	全床面の50%以上 150cm以上	50,000	―
					全床面の50%以上 100cm～150cm未満	30,000	―
					全床面の50%以上 70cm～100cm未満	23,000	―
					全床面の50%以上 40cm～70cm未満	16,000	―
					全床面の50%以上 40cm未満	10,000	―
					全床面の50%未満 100cm以上	10,000	―
					全床面の50%未満 100cm未満	3,000	―
			地震等	全損・流失	住宅の70%以上	100,000	―
				大規模半損	50%以上70%未満	60,000	―
				半損	20%以上50%未満	50,000	―
				一部損	損害額が20万円をこえる場合	10,000	―
		住宅災害による死亡			同居親族の死亡	10,000	―
傷病タイプ	傷病見舞金				休業14日以上	―	10,000
慶事タイプ	結婚祝金				結婚	―	10,000
	銀婚祝金				銀婚	―	10,000
	出生祝金				子の出生	―	10,000
	就学祝金				子の小学校入学	―	10,000
					子の中学校入学	―	10,000
就業タイプ	退職餞別金				団体からの脱退	10,000	―

※上記の共済金額は、１口あたりとなります。

思いやりをカタチにします

総合共済 ご契約のてびき

総合(慶弔)共済

【契約概要と注意喚起情報について】

このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい重要事項をご説明するものです。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容を確認・了承のうえお申し込みください。この「ご契約のてびき」はご契約に関するすべてを記載したものではありません。ご不明な点がありましたら、全日本水道労働者共済生活協同組合(以下、「この組合」といいます。)までお問い合わせください。

なお、ご契約の内容は商品名に応じた事業規約・細則によって定まります。ご契約内容となる事業規約・細則は、この組合までお問い合わせください。

契約概要 共済商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご契約に際して契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

【用語のご説明】

	用語	説明
お	親	養父母、継父母を含みます。
き	共済金受取人	支払事由が発生した場合に、この組合に共済金を請求し、共済金を受け取ることができる人をいいます。 また、共済金受取人のうち、被共済者等の死亡を原因として支払う共済金の受取人を死亡共済金受取人といいます。
	共済事故	共済金が支払われる事由をいいます。以下、「支払事由」といいます。
け	契約者	この組合と共済契約を結び、契約上の権利と義務を有する人をいいます。
こ	子	養子、継子およびこれらの配偶者を含みます。
は	配偶者	内縁関係にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質の備える状態にある方(以下「内縁関係にある方等」)を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある方等に婚姻の届出をしている配偶者がいる場合を除きます。 ※内縁関係にある方等とは、生活実態をもとにこの組合が認めた方をいいます。
ひ	被共済者等	被共済者、被共済者の配偶者、被共済者の子、被共済者の親および被共済者の配偶者の親、ならびに被共済者の同居親族をいいます。
ふ	不慮の事故等	不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。また、この組合所定の「感染症」も含みます。

1.共済商品名称と該当する事業規約・細則 契約概要

商品名…… **総合共済**

事業規約・細則名…総合(慶弔)共済

慶弔共済は、労働組合などの団体の構成員が加入し、被共済者やご家族の生命、災害、傷病、慶事、就業の支払事由に対して所定の共済金をお支払いする共済制度です。

2.ご加入にあたって 契約概要

(1)加入条件

共済契約(以下、「契約」といいます。)の申込みが次のすべてを満たす団体に該当する場合、契約を締結できます。

① 所属する団体の構成員となる人が20名以上であること。ただし、20名未満であっても、共済金等の請求、掛金の収受、その他の共済契約に関する事務(共済契約の締結の代理および媒介を除きます。)を遂行できる団体かつ、この組合が認める場合に限ります。

② 所属する団体の構成員全員が同一に申し込むべき契約の種類(型)および口数を定め、かつ、被共済者となること。

③ 所属する団体において、慶弔共済を内容とする共済規定をもつこと。

(2)共済契約代表者

契約者および契約申込者は所属する団体の代表者を共済契約代表者として、その人に契約に関する一切の事務を委任するものとします。

(3)被共済者の範囲

被共済者は、契約者とします。

(4)基本契約

① 契約の種類(型)ごとの口数の最高限度は、2口です。ただし、団体により加入できる契約の種類(型)や加入口数が制限される場合があります。

② 被共済者1人の支払事由ごとの共済金額の最高限度は、60万円です。

3.共済期間 契約概要

共済期間は、1年です。

4.規約・細則の変更 注意喚起情報

この組合が事業規約・細則を改正した場合には、更新日時点における事業規約および細則にもとづく掛金の額、保障内容等(支払事由、共済金の額、その他の契約内容となるすべての事項)により更新します。

また、この組合は共済期間中であっても、法令等の改正または社会経済情勢の変化、その他の事情により必要が生じた場合には、掛金の額の変更を伴わない範囲で保障内容等を変更する場合があります。なお、この場合には、変更する旨および変更後の内容ならびに効力の発生時期について周知します。

5.共済掛金(掛金)と払込方法について 契約概要

(1)掛金は、契約の種類(型)や加入口数によって決まります。実際に契約する掛金については、団体ごとの協定書にもとづきます。

(2)掛金は、現金(金融機関を経由した振込み)での払い込みとなります。また、払込方法は「月払、半年払、年払または一括払」から選択できます(ご契約内容により選択できない場合があります)。

6.契約者割り戻しに関する事項 契約概要

契約者割り戻し金はありません。

7.共済金をお支払いする主な場合(主な支払事由) 契約概要

保障額の詳細は団体の協定書およびこちらの「加入のご案内」でご確認ください。

	共済金の種類	主な支払事由
生命タイプ	死亡弔慰金	(1)被共済者またはその配偶者・子が死亡した場合 (2)被共済者およびその配偶者の親が死亡した場合
	重度障害見舞金	被共済者が重度障がいとなった場合
災害タイプ	住宅災害見舞金 (火災等および自然災害)	(1)被共済者の居住している建物(その建物の従物および付属設備を含みます。以下同じです。)に、火災等により損害(消防または避難に必要な処置を含みます。以下同じです。)が生じ、その損害の額が2,000円以上となる場合。ただし、自然災害によって生じた火災等による損害を除きます。 ※居住している建物に損害がない場合でも、家財に2,000円以上の損害が生じた場合はお支払いします。 (2)被共済者の居住している建物に、風水害等により損害が生じ、その損害の額が20万円をこえる場合(浸水による損害および建物外部の損壊をともなわない吹き込み、浸み込み、漏入等による建物内部のみの損害を除きます。)、または、床上浸水をこうむった場合。 (3)被共済者の居住している建物に、地震等を直接または間接の原因とする焼失、損壊、埋没または流失により損害が生じ、その損害の額が20万円をこえる場合。 ※地震等により共済金の支払事由が発生した場合、別に地震等災害見舞金をお支払いする場合があります。なお、地震等災害見舞金は年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることとなるため、お支払いをお約束するものではありません。 ※(1)～(3)について、被共済者が居住していない建物でも被共済者と生計を一にする親族が居住している場合には、あらかじめ申し

		出ることで居住している建物にかえて対象とすることができます。
	住宅災害見舞金 （同居親族の死亡）	被共済者の同居親族が上記「(1)～(3)」までのいずれかの支払事由により死亡した場合。
傷病タイプ	傷病見舞金	被共済者が傷病により、14日以上の日数を連続して休業した場合。
慶事タイプ	結婚祝金	被共済者が結婚した場合。
	銀婚祝金	被共済者が結婚25周年記念日を迎えた場合。
	出生祝金	被共済者に子が出生した場合。
	就学祝金	被共済者と生計を一にする被共済者の未婚の子が次の学校に就学した場合。 (1)小学校　(2)中学校 ※上記の学校は学校教育法に定めるもの、またはそれと同等程度の教育段階の学校および教育施設をいいます。
就業タイプ	退職餞別金	被共済者が所属する団体の構成員となってから3年以上の所属期間を経過して、所属する団体を退職により脱退する場合。ただし、当該団体の定める規程に違反して当該団体の構成員の資格を喪失した場合、または死亡により退職した場合を除きます。

8.共済金をお支払いできない主な場合(主な免責事由) 契約概要 注意喚起情報

(1)次のいずれかに該当する場合、共済金を支払いません。下記に掲載されている事由はすべてではありません。詳細はこの組合までお問い合わせください。
① 被共済者等および共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。
② 被共済者等の犯罪行為によるとき。
(2)次のいずれかの事由により生じた損害に対しては、住宅災害見舞金を支払いません。
① 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の人の集団の行動により全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）。
② 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じです。）もしくは核燃料物質により汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
③ ②以外の放射線照射または放射能汚染。
④ ①から③までの事由により発生した事故の延焼または拡大。
⑤ 発生原因がいかなる場合でも、①から③までの事由による事故の延焼または拡大。
⑥ ①から③までの事由に伴う秩序の混乱。
(3)地震等が発生した日から10日を経過した後に生じた損害に対しては、「7. 共済金をお支払いする主な場合」の災害タイプの住宅災害見舞金を支払いません。

9.クーリングオフについて 注意喚起情報

契約者等は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面または電磁的記録により、申し込みの撤回（クーリングオフ）ができます。
※クーリングオフをする場合、契約の種類、申込日、契約者等の氏名、住所、クーリングオフをする旨をこの組合にお申し出ください。詳しくは所属団体を通じて、この組合までお問い合わせください。

10.契約の成立と効力の発生について 注意喚起情報

この組合が契約の申込みを承諾した場合、契約はその申込日に成立したものとみなし、かつ、協定書で定める日の午前零時から保障が開始されます。

11.掛金の払込猶予期間・契約の失効 注意喚起情報

(1)この組合は、第2回以後の掛金の払込みについて、払込期日の翌日から1ヵ月間の猶予期間を設けます。
(2)(1)にかかわらず、地震、津波、噴火その他これらに類する天災によりその払込みが一時困難である場合は、延長することができます。
(3)払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は失効します。

12.共済金支払いの分割・繰り延べ・削減 注意喚起情報

戦争その他の非常の出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災の非常時には、総代会の議決を経て共済金の分割支払い、繰り延べ支払い、削減をすることがあります。

13.契約の無効について 注意喚起情報

次のいずれかに該当する場合、契約の全部または一部は無効となります。
(1)契約者が発効日または更新日にすでに死亡していたとき。
(2)契約者が発効日または更新日にすでに団体の構成員でなくなっていたとき。
(3)共済契約の種類（型）ごとの口数、または支払事由ごとの共済金額が最高限度をこえていたときはこえた部分の口数または共済金額。
※すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しします。

14.共済金の不法取得目的による無効 注意喚起情報

契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をした場合には、その契約を無効とし、掛金は返還しません。また、すでに支払われた共済金および返戻金については、返還していただきます。

15.詐欺等による契約の取り消しについて 注意喚起情報

契約者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺・強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。
※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときには、返還していただきます。
※取り消された場合、契約当初からの払込掛金は返還しません。

16.契約の解除 注意喚起情報

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。
(1)共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき。
(2)被共済者等または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき。
(3)被共済者等または死亡共済金受取人が、反社会的勢力に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
※「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
※「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
(4)前記(1)～(3)までのいずれかに該当するほか、この組合との信頼関係が損なわれ、契約の存続を困難とする重大な事由があるとき。
※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。
※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金は返還しません。当該契約の未経過共済期間（1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金を返還します。
※前記(3)の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の死亡共済金受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

17.契約の消滅 注意喚起情報

契約者が死亡した場合には、契約は消滅します。なお、生命タイプの規定により共済金が支払われたときは、未経過共済期間（1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金は返還しません。

18.解約と解約返戻金 契約概要 注意喚起情報

次のいずれかの場合、契約者は将来に向かって契約を解約することができます。
(1)当該団体が解散したとき。
(2)当該団体の契約者全員が契約を解約することについて同意したとき。
(3)契約者が退職したとき。
(4)契約者が団体の構成員でなくなったとき。
※解約する場合は、所定の書類を提出してください。
当該契約の未経過共済期間（1ヵ月に満たない端数日は切り捨てます）に相当する掛金を返還します。

19.共済金請求権の時効(共済金のご請求ができる期間について) 注意喚起情報

共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける期間は支払事由の発生した日の翌日から3年間です。